

令和8年度

償却資産（固定資産税）

申告の手引き

多可町の税務行政について、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに、事業用の償却資産にも課税されます。多可町内で事業を営み償却資産（多可町内で貸し付けている資産を含む）を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について申告していただく必要があります（地方税法第383条）。この手引きを参考にして申告書等を作成し、期限までに提出してくださいますようお願いいたします。また、期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、お早目にご申告いただきますようお願いいたします。

- ※ 申告書、課税標準の特例適用申請書は、多可町ホームページからダウンロード可能です。是非ご利用ください。
- ※ 申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の方は、必ず所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- ※ 町外転出、廃業のほか資産の増減や該当資産がない場合でも申告が必要です。

《 目 次 》

1 申告の対象となる資産	1
2 法人税・所得税との主な違い	4
3 建物付帯設備の家屋と償却資産との区分	5
4 不動産貸付業をされている方	6
5 計算のしかた	7
6 非課税・課税標準の特例	8
7 太陽光発電設備の申告対象	10
8 固定資産税の課税免除	10
9 申告の方法と提出書類	11
10 電子申告（eLTAX）	12
11 実地調査・不申告・過年度遡及	12
12 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方	13
13 種類別明細書（全資産用・プレ申告用）の書き方	15
14 種類別明細書（増減資産用）の書き方	17
★耐用年数表（抜粋）	19

申告書提出先・お問い合わせ先

〒679-1192

多可町中区中村町123番地

多可町役場税務課 固定資産税担当 償却資産係

TEL 0795-32-2387（直通）

1 申告の対象となる資産

(1) 債却資産とは

固定資産税が課税される債却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。申告時には、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表等を、個人の方は所得税等の申告書における減価償却費の計算欄、固定資産を管理している帳簿等を基にご記入ください。

また、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 債却済資産（減価償却が終わり、帳簿上備忘価格で計算されている資産）
- ② 簿外資産で、事業の用に供することができる資産
- ③ 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ④ 未稼働資産（まだ稼動していないが、すでに完成している資産）
- ⑤ 建設仮勘定で経理されている資産
- ⑥ 決算期以降に取得された資産で未だに固定資産勘定に計上されていない資産

(2) 「事業の用に供する」とは

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利または収益を得ることを目的とすることを必要とはしません。したがって、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人）の行う活動も、事業に該当します。

「事業の用に供する」とは、所有者がその債却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。また、直接的な事業に用いていない従業員の福利厚生施設（医療施設、食堂施設、寄宿舎、娯楽施設等）の器具備品、構築物等も債却資産として申告対象となります。

(3) 割賦販売により購入した資産

割賦販売は、所有権が売主に留保されている場合であっても、原則として買主が申告します。

(4) リース資産

資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）については、その資産の所有者である貸主（リース会社）に申告義務があります。ただし、譲渡条件付リース等の所有権留保付割賦販売に相当するものなどは、借主が申告をする必要がありますので、取り扱い不明の場合は貸主にご確認ください。

※平成 20 年 4 月 1 日以後締結された所有権移転外リースは、税務会計上売買取引として扱われ、借主が減価償却することになりましたが、固定資産税では、従来どおり貸主（リース会社）に申告義務があります。なお、所有権移転外リース資産で、当該リース資産の所有者（貸主）の取得価額が 20 万円未満の場合、債却資産は申告対象外です（地方税法施行令第 49 条）。

(5) 申告対象とならない債却資産

- ① 自動車税・軽自動車税（次ページ下段を参照）の対象となるもの
- ② 無形固定資産（鉱業権、商標権、アプリケーションソフトウェア、営業権等）
- ③ 繰延資産（創立費、開業費等）
- ④ 使用可能期間が 1 年未満または取得価額が 10 万円未満で、法人税法または所得税法の所得の計算上、一時に損金（必要経費）に算入するもの
- ⑤ 取得価額が 20 万円未満で、税務会計上 3 年間で一括償却するもの

(6) 償却資産の種類

種類別に主なものを分類すると、下表のとおりです。

資産の種類		内 容
1	構築物	構内舗装、屋外駐車場舗装路面、煙突、貯水池、門、塀、水槽、ネオン塔、庭園、緑化施設、橋、軌道、岸壁、桟橋、基礎の無いプレハブ倉庫等の建物等
		受変電設備、予備電源設備、屋外給排水設備、屋外電気設備等 建物の所有者以外の方が施工した設備（内部造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備等） ※詳細は、P5 の「建物附帯設備の家屋と償却資産との区分」を参照してください。
2	機械及び装置	工作機械、電気機械、化学機械、建設機械（ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業用機械）、農業用機械（乗用で最高速度35キロメートル未満のものを除く）、印刷機械、各種産業用機械及び装置、太陽光発電システム等
3	船 舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	フォークリフト、台車等 ※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車、トラック、小型特殊自動車、二輪車等は対象外（これらと同一所有者が取り付けたカーラジオやカーナビゲーションシステム等も対象外）
6	工具、器具及び備品	測定工具、検査工具、取付金具、鍛圧工具、切削工具、雑工具、机、パソコン、椅子、ロッカー、金庫、タイプライター、計算機、レジスター、陳列ケース、ルームエアコン、ネオンサイン、医療機器、理容・美容機器、テレビ、電話機、冷蔵庫、監視カメラ、自動販売機等

※ **大型特殊自動車**は、最高速度、大きさのいずれかが小型特殊自動車の範囲を超えるもので、道路運送の用に供するというよりも建設等のための機械としての効用を發揮することを目的としていることから、自動車税の課税客体からは除外され、償却資産の申告対象となります。また、陸運局への登録の有無にかかわらず申告対象です。ナンバープレートを取得している場合、分類番号により以下の種類に区分されます。

分類番号 0、00～09、000～099 のものは、種類2「機械及び装置」
9、90～99、900～999 のものは、種類5「車両及び運搬具」

神戸 99	分類番号
ほ 12 - 34	

※**小型特殊自動車**とは、最高速度が15キロメートル毎時以下、全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.8m以下のもの。

※**小型特殊自動車（農業用途）**は、最高速度35キロメートル毎時以下のもの。

(7) 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の内容
共通	駐車場設備、受変電設備、発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外灯、看板、ネオンサイン、中央監視装置、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン（ビルトインを除く）、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食業	接客用家具・備品、厨房設備、カラオケセット、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
理・美容業	ペーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器等
食肉鮮魚販売業	冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機、冷蔵庫、電子秤等
自動車修理業・ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、溶接機、充電器、洗車機、コンプレッサー、ガソリン計量機、地下タンク、照明設備、独立キャノピー等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、各種検査機器）、事務機器、待合室用いす等
不動産貸付業	門・塀・植栽等の外構、駐車場舗装、屋外給排水設備、屋外電気設備等
駐車場事業	柵、照明等電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機等
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、カード発行機、店内放送設備等
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
ホテル、旅館業	ルームインジケーター設備、厨房設備、洗濯設備、カーテン、ベッド、テレビ、冷蔵庫、ボイラー等
農業	刈払機、脱穀機、ビニールハウス、乗用装置を有さない農耕作業自動車等
太陽光発電事業	太陽光発電システム、防草シート、コンクリート敷、アスファルト敷、塀、監視カメラ等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等

Q & A

Q 事業用に償却資産を所有していますが、耐用年数が経過して国税の減価償却は終わっています。このような場合でも事業用に使用していれば申告が必要ですか？

A その資産を事業の用に供している限りは、申告対象です。なお、現在使用されていない資産で、将来も使用できないような廃棄同様の状態にあるものや、将来においても使用できないことが客観的に明確であるもの（用途廃止資産）は申告の対象となりません。

(8) 損金算入・必要経費にした資産と固定資産税での申告区分

区分 取得価額	法 人		個 人	
	法 人 税	固定資産税	所 得 税	固定資産税
10万円未満	損 金 算 入	—	必 要 経 費	—
	減 価 償 却	申告対象		
	3年一括償却	—		
10万円以上	減 価 償 却	申告対象	減 価 償 却	申告対象
20万円未満	3年一括償却	—	3年一括償却	—
20万円以上	減 価 償 却	申告対象	減 価 償 却	申告対象

※ 租税特別措置法における「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」で取得価額が30万円未満のものは、国税において一時に損金（必要経費）算入できる措置がありますが、固定資産税にはこの特例は適用されませんので、償却資産の申告対象となります。

2 法人税・所得税との主な違い

税目 項目	償却資産（固定資産税）	法人税・所得税
減価償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	法人事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法 減価率は、法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同じ	定率法・定額法（選択制）
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳（※1）	認められません	認められます
特別償却・割増償却（※2） (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却（※3） 耐用年数の短縮（※4）	認められます 該当する場合は、増加償却届出書（写）又は耐用年数の短縮の承認通知書（写）を申告書に添付してください。	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額（1円）
改良費（資本的支出）	区分評価	区分評価（一部合算も可）

(※1) 国庫補助金、保険金等により資産を取得した場合に、その取得した価額から受贈益又は譲渡益等に相当する額を控除した額を取得価額とすること。固定資産では「適正な時価」を課税標準としているため認めていません。

(※2) 特定の償却資産の取得時に、普通償却額又は普通償却限度額に加えて取得価額の一定割合を必要経費又は損金の額に算入すること（租税特別措置法）。固定資産税では認めていません。

(※3) 企業の生産活動が景気の好況等に伴って活発になり機械及び装置の使用時間が事業の通常の経済事情における機械及び装置の平均的な使用時間を超える場合に、税務署長届出により、償却額を一時的に増加すること。固定資産税でも、資産の減価の実態に配慮し税務会計に準じて認めています。

(※4) 一定の短縮事由により、その資産の実際の使用可能期間がその資産の耐用年数に比べて著しく短くなる場合（おおむね10%以上）、国税局長の承認により使用可能期間を耐用年数とすること。固定資産税でも認めています。

3 建物付帯設備の家屋と償却資産との区分

家屋と償却資産の区分

建物付帯設備（建築設備）は、家屋と償却資産に区分して評価します。

家屋として取り扱うもの

- ・家屋の所有者が所有する建築設備で、家屋と構造上一体となりその家屋の効用を高めるもの

償却資産として取り扱うもの

- ・構造的に家屋と一体でないもの（屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動できるもの等）
- ・独立した機械・装置としての性格が強いもの（受変電設備、電話交換機等）
- ・工場等における特定の生産または業務の用に供されるもの（電気設備、ガス設備等）
- ・サービス設備としての性格が強いもの（ホテル・病院等の厨房設備、洗濯設備等）

◆家屋と償却資産の区分例（一般的な設備の例示であり、この区分によらない場合もあります。）

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者	
			同じ場合	
			家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床、壁、天井仕上、店舗造作設備等	○	●
電気設備	受変電設備	設備一式	●	●
	予備電源（蓄電池）設備			
	発電設備		●	●
	中央監視制御装置			
	電力引込設備	引込工事	●	●
	動力配線設備	特定の生産又は業務用の設備（工場等における機械の動力源など）	●	●
		上記以外の設備	○	●
	電灯コンセント配線設備	設備一式	○	●
	電灯照明設備	屋外設備、特定の業務用の設備（ネオンサイン、投光器スポットライトなど）	●	●
		上記以外の照明設備	○	●
	電話設備	電話機、交換機、電源装置等の機器	●	●
		配管、配線、ボックス類	○	●
	LAN設備	設備一式	●	●
	インターホン設備	配管、配線類、集合玄関機など	○注1	●
	拡声装置（放送）設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	●	●
		配管、配線類	○	●
	監視カメラ等設備	監視カメラ、受像機等の機器	●	●
		配管、配線類	○	●
	自動車管制装置	設備一式	○	●
	盗難非常通報装置			

給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用の設備		●	●
		上記以外の設備	○		●
ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用の設備		●	●
		上記以外の設備	○		●
給湯設備		局所式給湯設備（瞬間湯沸器等）		●	●
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○		●
衛生器具設備		大小便器、洗面器、浴槽等	○		●
空調設備	冷暖房設備	ルームエアコン（壁掛、据置型など）		●	●
		家屋と一体となっている設備（天吊、天井埋込型など）	○		●
	換気設備	設備一式	○		●
防災設備	火災報知設備	設備一式	○		●
	避雷設備				
	消火設備	ホース、ノズル、ガスボンベ、消火器等		●	●
		消火栓設備、スプリンクラー等	○		●
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア等		●	●
		エレベーター、ダムウェーター、エスカレーター等	○		●
	厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、旅館、病院等）		●	●
		上記以外の設備	○		●
	その他	機械式駐車設備（ターンテーブル装置を含む）、駐輪設備、冷凍冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、文字・袖看板、簡易間仕切、カーテン、ブラインド等		●	●
外構工事	外構工事	門、塀、緑化設備、アスファルト舗装等		●	●

(注1) 平成26年1月1日以前に取り付けた親機、子機、集合玄関機は、償却資産として取り扱います。

4 不動産貸付業をされている方

賃貸用の共同住宅や駐車場等を所有されていると、門、塀、植栽等の外構工事、駐車場等の舗装等が償却資産の申告対象となります。

(1) 償却資産の申告対象となるもの

構築物・建物附属設備

外構工事（舗装路面、門、塀、植栽、側溝等）、屋外給排水設備、屋外ガス設備、屋外電気設備、受変電設備、自転車置場、ゴミ置場等

機械及び装置

太陽光発電設備（建材型を除く）等

器具・備品

ルームエアコン、集合郵便受け等

(2) 所得税等の申告で、償却資産も含めて「建物一式」で減価償却した場合

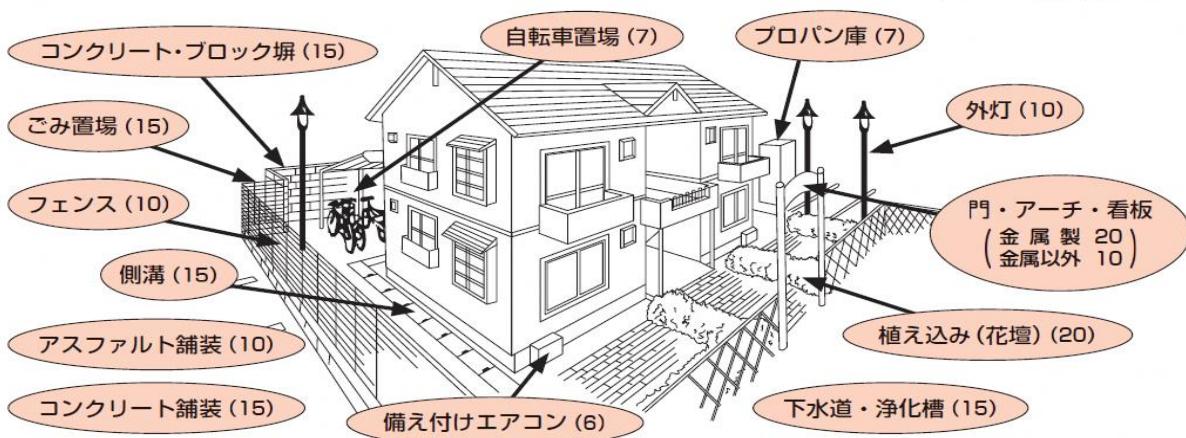
次頁の例のように、建物以外の償却資産には個別に耐用年数があります。建築時の工事見

積書（資産の明細がわかる書類）を確認のうえ申告対象となる償却資産を申告してください（工事見積書の写しも申告書に添付してください）。

（例）

共同住宅（家屋は別途課税されます。）

は申告の対象となります。
※（ ）内は耐用年数です。



5 計算のしかた

（1）評価額の計算方法

申告していただいた資産を資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、1品ごとに資産の評価額を算出します。

- ・前年中に取得したもの
取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率 = 価格（評価額）
- ・前年前に取得したもの
前年度評価額 × 前年前取得のものの減価残存率 = 価格（評価額）
以後、毎年この方法により計算し、最低限度額（取得価額の5%）まで減価します。

※ **取得価額**…償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業用に供するために直接要した費用を含む）をいいます。

※ **消費税の取り扱い**…国税において税込経理をしている場合は税込価格を、税抜経理をしている場合は税抜価格を取得価額としてください。消費税免税事業者は税込経理となります。

例) 取得価額 250,000 円、取得時期 令和7年5月、耐用年数4年のパソコンの場合

耐用年数4年の減価残存率 前年中取得のもの……0.781 前年前取得のもの……0.562

$$\text{令和8年度 } 250,000 \text{ 円} \times 0.781 = 195,250 \text{ 円}$$

$$\text{令和9年度 } 195,250 \text{ 円} \times 0.562 = 109,730 \text{ 円}$$

$$\text{令和10年度 } 109,730 \text{ 円} \times 0.562 = 61,668 \text{ 円}$$

$$\text{令和11年度 } 61,668 \text{ 円} \times 0.562 = 34,657 \text{ 円}$$

$$\text{令和12年度 } 34,657 \text{ 円} \times 0.562 = 19,477 \text{ 円}$$

$$\text{令和13年度 } 19,477 \text{ 円} \times 0.562 = 10,946 \text{ 円} < 12,500 \text{ 円} \text{ (取得価格の5%)}$$

※ 令和13年度で算出額が取得価額の5%（12,500円）より小さくなりますので、令和13年度以降12,500円（取得価格の5%）が評価額となります。

◆減価率・減価残存率一覧表（固定資産税では旧定率法で計算します。）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率			
		前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得		
		(r)	(1 - $\frac{r}{2}$)	(1 - r)	(r)	(1 - $\frac{r}{2}$)	(1 - r)	(r)	(1 - $\frac{r}{2}$)	(1 - r)	
—				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

（2）課税標準額

令和8年1月1日現在の償却資産の価格（評価額）の合計額が課税標準額となります。なお、課税標準の特例の規定が適用される場合は、その資産の評価額に特例率を乗じて課税標準額を計算します。

（3）税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準額の合計} \\ (1,000 \text{ 円未満切捨て})} \times \boxed{\text{税率} \\ (1.4\%)} = \boxed{\text{税額} \\ (100 \text{ 円未満切捨て})}$$

（4）免税点

償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。ただし、免税点未満でも申告は必要です。

（5）納期

年税額は、4回の納期（5月、7月、12月、2月）に分けて納税します。

6 非課税・課税標準の特例

（1）非課税に該当する資産をお持ちの方

地方税法第348条及び附則第14条の規定により非課税となる資産を新たに取得した方は、非課税に該当することが確認できる書類を添付して、「固定資産税（償却資産）非課税適用申告書」を提出してください。

（2）課税標準の特例に該当する資産をお持ちの方

地方税法第349条の3及び附則第15条の規定により課税標準の特例の適用を受ける資産を新たに取得した方は、特例に該当することが確認できる書類を添付して、「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申請書」を提出してください。

◆課税標準の特例の対象となる償却資産（一部抜粋）

(※) はわがまち特例

適用条項	特例対象資産等	特例率
地方税法第349条の3 第27項	児童福祉法による家庭用保育事業の認可を得た者が設置した当該事業に供するもの	1/2
地方税法第349条の3 第28項	児童福祉法による居宅訪問型保育事業の認可を得た者が設置した当該事業に供するもの	1/2
地方税法第349条の3 第29項	児童福祉法による事業内保育事業の認可を得た者が設置した当該事業に供するもの	1/2
地方税法附則第15条 第2項第1号 町税条例附則第10条 の2第1項	水質汚濁防止法による汚水または廃液の処理施設 (令和6年4月1日～令和8年3月31日取得分)	1/2 (※)
地方税法附則第15条 第2項第5号 町税条例附則第10条 の2第2項	下水道法による公共下水道の使用者が設置した除害施設 (令和6年4月1日～令和8年3月31日取得分)	4/5 (※)
地方税法附則第15条 第25項第1号イ、ロ、 ハ、ニ 町税条例附則第10条 の2第3項、第4項、 第5項、第6項	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(1,000kw未満) (令和6年4月1日～令和8年3月31日取得分)	3年度分 2/3 (※)
	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(20kw以上) (令和6年4月1日～令和8年3月31日取得分)	
	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(1,000kw未満) (令和6年4月1日～令和8年3月31日取得分)	
	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 (10,000kw以上20,000kw未満) (令和6年4月1日～令和8年3月31日取得分)	
地方税法附則第15条 第25項第3号イ、ロ、 ハ 町税条例附則第10条 の2第8項、第9項、 第10項	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(1,000kw以上) (令和6年4月1日～令和8年3月31日取得分)	3年度分 3/4 (※)
	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(20kw未満) (令和6年4月1日～令和8年3月31日取得分)	
	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(5,000kw以上) (令和6年4月1日～令和8年3月31日取得分)	
地方税法附則第15条 第25項第4号イ、ロ、 ハ 町税条例附則第10条 の2第11項、第12項、 第13項	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(5,000kw未満) (令和6年4月1日～令和8年3月31日取得分)	3年度分 1/2 (※)
	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(1,000kw以上) (令和6年4月1日～令和8年3月31日取得分)	
	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 (10,000kw未満) (令和6年4月1日～令和8年3月31日取得分)	
地方税法附則第15条 第43項	中小事業者等のうち、先端設備導入計画の認定を受けた者が取得した先端設備等に該当する事業の用に供する償却資産 (令和7年4月1日～令和9年3月31日)	3年度分又は5 年度分 1/2又は1/4

7 太陽光発電設備の申告対象

家屋の屋根（建材型を除く）や、野立て等に太陽光発電設備等を設置し、事業用資産に該当する場合は、発電設備が償却資産の課税対象となり、申告が必要です。

（1）太陽光発電設備設置者及び発電規模別の申告対象区分

設置者		売 電		自家消費型
		10kW以上の発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の発電設備 (余剰売電)	
個人	住宅用	申告の対象	申告の対象外	申告の対象外
	事業用	申告の対象		
法 人				

8 固定資産税の課税免除

多可町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に基づき、課税免除を受けられる方は、償却資産申告書と一緒に必要書類を提出してください。

（1）対象地区 多可町全域

（2）対象となる業種 製造業、情報サービス業等※1、農林水産物等販売業※2、旅館業※3

※1 通信サービス、ソフトウェア開発、データセンターなど

※2 主に町外在住者への販売を目的とする

※3 下宿営業を除く

（3）対象となる償却資産（取得価格の合計額が下表の額以上）

・家屋、償却資産、対象家屋の敷地（1年以内に建設着手を行った場合のみ）

業 種 名	資本金規模		
	5000 万円以下	1 億円以下	1 億円超
製造業 旅館業	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
農林水産物等販売業 情報サービス業等		500 万円以上	

（4）課税免除の期間 3 年度分

（5）必要書類 儻却資産申告書と下記書類を合わせて提出してください

1. 課税免除申請書
2. 確定申告書・減価償却費の明細書の写し（個人）、減価償却費の明細書等の写し（法人）
3. 家屋全体の平面図、土地の見取り図
4. 年次別事業計画書、実績概要書
5. 該当機械装置の説明書
6. 製造工程表・配置図
7. 売買契約書（土地・家屋）
8. 旅館業営業許可書

※課税免除の申請には、同封の過疎地域の固定資産税課税免除申請の手引きをご確認ください。

※多可町産業立地等促進条例に基づく課税免除もあります。

9 申告の方法と提出書類

(1) 初めて申告される方、以前「該当資産なし」で申告された方

令和8年1月1日現在、多可町内に所有する、過去に取得した資産を含め全ての資産について申告してください。

提出書類 区分	申告書	種類別明細書 (全資産用・プレ申 告用)	記入方法
申告する資産がある方	○	○	全ての資産を記入してください。
申告する資産がない方	○	×	申告書20の「該当資産なし」にチェックを記入してください。

(2) 前年度までに所有する資産について申告されたことがある方

令和7年1月2日～令和8年1月1日に増減があった資産（申告もれ資産を含む）について申告してください。作成にあたっては必ず同封した種類別明細書をご確認ください。

提出書類 区分	申告書	種類別明細書 (全資産用・プレ申 告用)	記入方法
資産の増減がない方	○	×	申告書の19「資産に増減なし」にチェックを記入してください。
増加した資産がある方	○	○	前年中増加した資産（申告もれ資産を含む）を記入してください。
減少した資産がある方	○	○	前年中減少した資産（申告もれ資産を含む）を記入してください。

※前年より前に増加又は減少していた資産の申告がもれていた場合

種類別明細書の摘要欄に「申告もれ」と記入のうえ、提出してください。

※誤って申告していたものを正しくしたいとき

資産の種類・名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数を誤って申告したもの 正しくするときは、種類別明細書に誤ったものを記入ください。

※平成20年度税制改正により耐用年数が改正された資産について

固定資産税（償却資産）は、既存分を含め平成21年度分から改正後の耐用年数が適用されます。減価残存率が変更しても取得当初に遡って再計算するものではありません。同封した種類別明細書（緑色）の耐用年数が改正前耐用年数の場合は朱字で訂正し、摘要欄に「省令変更」と記入のうえ、提出してください。

※種類別明細書について

課税台帳に登録してある償却資産について種類別明細書を同封しております。このリストは、企業電算方式（全資産申告）により申告されている方や該当資産なしで申告している方、今年初めて申告される方には同封されません。

(3) 廃業等で町内での事業を終了した方

申告書、21の欄にチェックを記入し、年月日を記入してください。

(4) 企業電算方式（全資産申告）により申告される方

事業者自らの電算システムにより全ての償却資産について、減価率、評価額、課税標準額を申告する方式です。特例の適用がある場合は、特例適用後の課税標準額を記入してください。

【提出書類】 ①償却資産申告書（償却資産課税台帳）②種類別明細書（全資産用・プレ申告用）
③種類別明細書（増減資産用）

※必要に応じて、様式をダウンロードして提出してください。

10 電子申告(eLTAX)

多可町では、固定資産税（償却資産）の申告について、地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用した、インターネットによる申告受付を行っています。

eLTAXに対応した会計ソフトやPCdesk（無料）には、申告書作成支援機能があり、様々なサポート機能を備えていますので、この機会に、ぜひ償却資産の電子申告をご利用ください。

サービス・利用方法の詳細はeLTAXホームページをご覧いただくか、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

○問い合わせ先（受付時間 9:00～17:00 土・日・祝祭日及び年末年始 12/29～1/3 を除く）

eLTAX ヘルプデスク Tel 0570-081459 左記でつながらない場合 Tel 03-5521-0019

11 実地調査・不申告・過年度遡及

(1) 実地調査について

地方税法第353条《質問調査権》及び地方税法第408条《実地調査》に基づいて、役場税務課の償却資産担当者が申告内容の確認のために必要な帳簿類や参考資料の提出を求めたり、資産にかかる調査を行うことがありますので、その際はご協力を願います。また、調査の結果、資産の申告もれ等がある場合は、修正分の申告をお願いすることがあります。なお、正当な理由なく実地調査を拒否されると、地方税法第354条の規定により罰金などを科せられます。

(2) 申告しない場合、または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合は、多可町税条例第75条により過料を科せられるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されますので、期限までに必ずご申告をお願いします。また、虚偽の申告をされると、地方税法第385条の規定により罰金などを科せられます。

(3) 過年度への遡及について

申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります（原則として地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分）。

なお、過年度分について追加課税となる場合、通常の4回の納期ではなく一括で納付していただくことになります。

償却資産申告書の書き方

令和 X年 X月 X日
受付印
多可町長 殿

令和X年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

帳票識別コード		
申告区分	<input type="checkbox"/> 当初申告	・ <input type="checkbox"/> 修正申告
処理方式	<input type="checkbox"/> 一般処理	・ <input type="checkbox"/> 電算処理
申告書等送付番号 1234567		

所 有 者	フリガナ 住所 〔納税通知書送付先〕 電話番号	123-4567 兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地 0123-45-6789										5 個人番号又は 法人番号 6 事業種目 7 資本金又は出資金の額 8 事業開始年月 9 この申告に応答する者 の係及び氏名 10 税理士等の氏名 11 電話番号 12 非課税該当資産 13 課税標準の特例 14 特別償却又は圧縮記帳 15 税務会計上の償却方法 16 青色申告	10 短縮耐用年数の承認 11 増加償却の届出 12 非課税該当資産 13 課税標準の特例 14 特別償却又は圧縮記帳 15 税務会計上の償却方法 16 青色申告	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	フリガナ 公簿上の住所 又は所在地	兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地															
	フリガナ 氏名 〔法人にあってはその 名称及び代表者の氏名〕	タカタケ 多可 太郎 ①															
	屋号	〇〇屋															
	4 公簿上の生年月日 又は設立年月日	令和X年X月X日															
	資産の種類	前年前に取得したもの (イ)			前年中に減少したもの (ロ)			前年中に取得したもの (ハ)			計((イ) - (ロ) + (ハ)) (△)			⑥ 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 17	■自己所有家屋 ① 兵庫県多可郡多可町□□12-34 □借家		
	1 構築物	十億 0	百万 0	千 0	十億 0	百万 0	千 0	十億 16800000	百万 0	千 0	十億 16800000	百万 0	千 0		■自己所有家屋 ② 兵庫県多可郡多可町□□12-34 □借家		
	2 機械及び 装	② 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		■自己所有家屋 ③ 兵庫県多可郡多可町□□12-34 □借家		
	3 船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		借用資産 18		
4 航空機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	□有 <input type="checkbox"/> 無 19				
5 車両及び 運搬具	0	0	0	0	0	0	40000000	0	0	40000000	0	0	貸主の名称等 20				
6 工具、器具 及び備品	0	0	0	0	0	0	8500000	0	0	8500000	0	0	□資産に増減なし 21				
7 合計	A 0	B 0	C 65300000	0	65300000	0	65300000	0	0	65300000	0	0	□該当資産なし □転出・廃業・解散・その他 (10) 年月日 22 備考 (添付書類等) 11				
資産の種類	※評価額 (ホ)			※決定価格 (ヘ)			※課税標準額 (ト)			数量							
1 構築物	十億 15255000	百万 0	千 0	十億 15255000	百万 0	千 0	十億 10170000	百万 0	千 0	2	0	0	11				
2 機械及び 装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11				
3 船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11				
4 航空機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11				
5 車両及び 運搬具	35880000	0	0	35880000	0	0	17940000	0	0	5	0	0	11				
6 工具、器具 及び備品	6774500	0	0	6774500	0	0	6774500	0	0	45	0	0	11				
7 合計	57909500	0	0	57909500	0	0	34884500	0	0	52	0	0	11				

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

① 所有者

・異動があったとき

住所・氏名等が変更になった場合は、変更箇所を見消して訂正のうえ、備考欄または別紙に異動事由、異動年月日等参考となる事項を記入してください。多可町内に事業所がある法人の場合は、多可町役場税務課「法人の設立等に関する申告書」も提出してください。

・登記簿上の所在地とは違う場所に本社機能があるとき、支社・支店・営業所で経理事務を行っているとき

申告書にあらかじめ印刷してある住所は、原則として登記簿上の所在地になります。多可町の所有資産が償却資産のみの方で、申告書に記載されている住所以外（支社・支店・営業所等）へ申告書や納税通知書等の送付を希望する場合は、備考欄又は別紙（任意様式）に送達先を記入してください。送達先を設定した場合、申告書や納税通知書の宛名には送達先の住所が印刷されますが、登録されている内容に変更はございません。また、送達先を担当の税理士等に設定することはできません。

（※償却資産以外に土地、家屋をお持ちの方は、別途「納税通知書送付先変更届」が必要になりますのでご注意ください。）

② 取得価額

- ・減少および増加した資産について、資産の種類ごとに取得価額の計を記入してください。
- ・Ⓐは同封された「種類別明細書」の合計と、ⒷはP17の減少資産の合計とⒸはP15の増加資産の合計とそれぞれ一致します。

③ 個人番号又は法人番号

マイナンバー制度開始により、個人の方は個人番号（12桁）を、法人の方は法人番号（13桁）を記入してください。個人番号は左側を1文字空けて記入してください。

④ 申告に応答する者の係及び氏名

申告書を作成した方の係、氏名と連絡先電話番号を必ず記入してください。

⑤ 税理士等の氏名

税理士等の氏名と連絡先電話番号を必ず記入してください。

⑥ 町内における事業所等資産の所在地

多可町内にある資産の所在地を忘れずに記入してください。

⑦ 貸主の名称等

リース会社からのリースなど借用資産がありましたら、貸主の名称等を必ずご記入ください。

⑧ 資産の増減

資産の増減が無い場合は記入してください。

⑨ 該当資産の有無

資産が無い場合は記入してください。

⑩ 異動の有無

廃業・解散・転出、商号変更など前年中に異動事由があれば記入をしてください。

⑪ 備考

- ・一般方式（増減申告）から企業電算方式（全資産申告）に変更するとき（その逆も含む）は、必ずその旨を記入してください。
- ・会社が合併等した場合には、合併前の全ての会社名を必ず記入してください。

種類別明細書の書き方

所有者名	①	1枚のうち
多可 太郎	②③	1枚目

令和X年度

種類別明細書（全資産用・プレ申告用）

帳票識別コード	0002
申告区分	<input type="checkbox"/> 初回申告 · <input type="checkbox"/> 修正申告
処理方式	<input type="checkbox"/> 一般処理 · <input type="checkbox"/> 電算処理
申告書等送付番号	
22222222	⑨

行番号	異動区分 (注1)	資産の種類 (注2)	物件番号	資産の名称等 (4)	数量 (注3)	取得年月 (注3)			元日取得 (注4)	取得価額 (注5)	(1) 耐用年数 (注6)	(2) 減価残存率 (注7)	価額 (注8)	※課税標準の特例 (注9)		※課税標準額 (注10)	増減事由 (注11)	摘要 (注12)	
						年号	年	月						率	コード				
01	1	1	379210	駐車場アスファルト塗装	2	X	X	X		12,000,000	07	0.860		10,320,000			10,320,000	1	
02	1	5	379209	コピー機	5	X	X	X		3,500,000	07	0.860		3,010,000			3,010,000	1	
03	1	6	379207	ノートパソコン	6	X	X	X		1,800,000	05	0.815		1,467,000	5/11 0400		800,182	2	減少前2,100,000
04																			
05																			
06																			
07																			
08																			
09																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
				小計	32					17,300,000				14,797,000			14,130,182		

注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2 減少、3 訂正 のいずれかの数字をご記載ください。

注意2 「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。

注意3 「取得年月」の欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください。

注意4 「元日取得」の欄は、元日（1月1日）に取得した場合には1をご記載ください。

注意5 「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」（（例）全部減少の場合は「0」が入ります）を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。

注意6 「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4 減失、5 移動、6 その他 のいずれかの数字をご記載ください。

- ① 所有者名 個人事業主の場合は事業主名、会社の場合は社名を記入してください。
② 異動区分 「1 増加」「2 減少」「3 訂正」のいずれかの数字を記入してください。
- ③ 資産の種類 「1 構築物」「2 機械及び装置」「3 船舶」「4 航空機」「5 車両及び運搬具」「6 工具、器具及び備品」のいずれかの数字を記入してください。
- ④ 資産の名称等 資産の名称を記入してください。
- ⑤ 取得年月 年号は「3 昭和」「4 平成」「5 令和」のいずれかの数字をご記入ください。取得日の取扱いは所得税・法人税と同です。※資産の年式ではなく、取得日（例：令和2年製糸摺機を令和5年5月に購入した場合、取得日はR5.5となり、備考欄に中古取得と記入）
- ⑥ 元日取得 元日（1月1日）に取得した場合には「1」を記入してください。
- ⑦ 取得価額 「異動区分」が「2 減少」の場合、「取得価格」に欄に減少後の「取得価格」を「摘要」の欄に減少前の「取得価格」を記入してください。消費税の取扱いは、国税において税込経理の場合は税込価格を、税抜経理の場合は税抜価格を取得価額とします。
※全部減少の場合は「0」が入ります。
- ⑧ 耐用年数 法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその短縮耐用年数を記入してください。

中古資産の場合は、原則として取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数としますが、見積もりが困難な場合は、次の簡便法によることもできます。（ただし、取得した中古資産を事業の用に供するため支出した資本的支出がその中古資産の再取得価額の50%相当額を超える場合は、法定耐用年数を適用します。）

- ① 法定耐用年数の全部を経過した場合……法定耐用年数×0.2
② 法定耐用年数の一部を経過した場合……（法定耐用年数－経過年数）+（経過年数×0.2）

※計算した年数に1年未満の端数がある場合は端数切り捨て、またその年数が2年未満の場合は2年を耐用年数とします。

- ⑨ 増減事由 「1 新品取得」「2 中古品取得」「3 売買」「4 滅失」「5 移動」「6 その他」のいずれかの数字を記入してください。
⑩ 摘要 非課税該当資産、課税標準の特例適用資産、短縮耐用年数や増加償却資産についてはその旨記入してください。
また、増加事由の特記事項（合併による受入、中古品取得等）がある場合も記入してください。

種類別明細書（増減資産用）の書き方

令和X年度

種類別明細書（増減資産用）

所有者名			1枚のうち
多可 太郎			①

1枚目

帳票識別コード	0003
申告区分	<input type="checkbox"/> 当初申告 <input checked="" type="checkbox"/> 修正申告
処理方式	<input type="checkbox"/> 一般処理
申告書等送付番号	
99999999	

行番号	異動区分 (注1)	資産の種類 (注2)	物件番号	資産の名称等 (4)	数量	取得年月 (注3)			元日取得 (注4)	取得価額 (注5)			耐用年数	申告年度	⑩ 増減事由 (注6)	⑪ 摘要 (注5)	
						年号	年	月		十億 (注5)	百万 (注5)	千 (注5)	円				
01	1	1	379210	自動車用充電	2	X	X	X		12,000	000	000	00	07	06	1	
02	1	5	379209	車両	5	X	X	X		3,500	000	000	00	07	06	1	
03	1	6	379207	ノートパソコン	25	X	X	X		1,800	000	000	00	05	06	1	
04																	
05																	
06																	
07																	
08																	
09																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
				小計	32					17,300,000							

注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2 減少、3 訂正 のいずれかの数字をご記載ください。

注意2 「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。

注意3 「取得年月」の年号欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください。

注意4 「元日取得」の欄は、元日（1月1日）に取得した場合には1をご記載ください。

注意5 「異動区分」が2 減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」((例)全部減少の場合は「0」が入ります)を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。

注意6 「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4 減失、5 移動、6 その他 のいずれかの数字をご記載ください。

- ① 所有者名 個人事業主の場合は事業主名、会社の場合は社名を記入してください。
② 異動区分 「1 増加」「2 減少」「3 訂正」のいずれかの数字を記入してください。
- ③ 資産の種類 「1 構築物」「2 機械及び装置」「3 船舶」「4 航空機」「5 車両及び運搬具」「6 工具、器具及び備品」のいずれかの数字を記入してください。
- ④ 資産の名称等 資産の名称をして記入ください。
- ⑤ 取得年月 年号は「3 昭和」「4 平成」「5 令和」のいずれかの数字を記入してください。取得日の取扱いは所得税・法人税と同です。
※資産の年式ではなく、取得日（例：令和2年製粋搗機を令和5年5月に購入した場合、取得日はR5.5となり、備考欄に中古取得と記入）
- ⑥ 元日取得 元日（1月1日）に取得した場合には「1」を記入してください。
- ⑦ 取得価額 「異動区分」が「2 減少」の場合、「取得価格」に欄に減少後の「取得価格」を「摘要」の欄に減少前の「取得価格」を記入ください。消費税の取扱いは、国税において税込経理の場合は税込価格を、税抜経理の場合は税抜価格を取得価額とします。
※全部減少の場合は「0」が入ります。
- ⑧ 耐用年数 法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその短縮耐用年数を記入してください。
- ⑨ 申告年度 申告をした年を記入してください。
- ⑩ 増減事由 「1 新品取得」「2 中古品取得」「3 売買」「4 滅失」「5 移動」「6 その他」のいずれかの数字をご記入ください。
⑪ 概要 非課税該当資産、課税標準の特例適用資産、短縮耐用年数や増加償却資産についてはその旨記入してください。

必ず同封した「種類別明細書」を参照のうえ記入してください。

※種類別明細書は前年度までに申告された内容により作成しています。今回初めて申告する方、前年度に該当資産なしで申告した方及び企業電算方式（全資産申告）された方には送付しておりません。

耐用年数表（減価償却資産の耐用年数に関する省令別表より抜粋）

構築物・建物 附属設備	電気設備（照明 設備を含む）	蓄電池電源設備 その他のもの	6 15	へい	鉄筋コンクリート造 コンクリート造 れんが造 石造 金属造、合成樹脂造、木造	30 15 25 35 10
	給排水、衛生、ガス設備		15			
	消火、排煙、災害報知設備		8			
	広告用のもの	金属造のもの その他のもの	20 10		工場緑化施設 その他の緑化施設、庭園	7 20
	可動間仕切り	簡易なもの	3	緑化施設 及び庭園		
	アーケード、 日よけ設備	主として金属製 その他のもの	15 8	舗装道路、 舗装路面	コンクリート敷、れんが敷、石敷 アスファルト敷、木れんが敷 ピチューマルス敷	15 10 3
	食料品製造業用設備		10			
機械及び装置	印刷業	デジタル印刷システム設備 製本業用設備	4 7	電気業用 設備	電気業用水力発電設備 その他の水力発電設備 その他の設備 (主として金属製) (その他のもの)	22 20 17 8
	農業用設備		7		飲食料品小売業用設備	9
	林業用設備		5		宿泊業用設備	10
	総合工事業用設備		6		洗濯業、理容・美容業、浴場業用設備	13
	自動車整備業用設備		15		飲食店業用設備	8
車両	フォークリフト		4			
工具 器具 備品	測定工具、検査工具		5	型、鍛 圧工 具、打 抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、 ゴム又はガラス成型用金型、鋳造用型 その他のもの	2 3
	ロール	金属圧延用のもの なつ染ロール、粉碎ロール、混練 ロールその他のもの	4 3		切削工具	2
	家具、 電気 機器、 ガス 機器、 家庭 用品	事務机・いす、キャビネット (主として金属製) (その他のもの) 応接セット (接客業用のもの) (その他のもの) ベッド 陳列だな、陳列ケース (冷凍機付又は冷蔵機付) (その他のもの) 室内装飾品 (主として金属製) (その他のもの) 食事、ちゅう房用品 (陶磁器製、ガラス製) (その他のもの)	15 8 5 8 8 6 8 15 8		事務機器 及び通信 機器	電子計算機 (パーソナルコンピューター(サー バー用のもの除く)) (その他のもの) 複写機、レジスター、タイムレコーダ ーその他これらに類するもの テレタイプライター、ファクシミリ インターホン、放送用設備 電話設備その他の通信機器 (デジタル構内交換設備、デジタル ボタン電話設備) (その他のもの)
	光学・ 写真製作機器	カメラ、映画撮影機、望遠鏡 引伸機、焼付機、顕微鏡	5 8	理容・美容機器	理容・美容機器	5
	看板・広告器具	看板、ネオンサイン、気球 マネキン人形、模型 その他のもの (主として金属製) (その他のもの)	3 2 10 5		医療機器	4
	容器・金庫	ポンペ 溶接製のもの 鍛造製のもの (塩素用) (その他のもの) ドラムかん、コンテナ、その他 (大型コンテナー6m以上) (その他のもの) 金属製その他のもの 金庫 (手提げ金庫) (その他のもの)	6 8 10 7 3 2 5 20		消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析、血しょう交換用機器 ハバートタンク、その他作動部分を有 する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 (ファイバースコープ) (その他のもの) レントゲン他電子装置使用機器 (移動式、救急医療用、自動血液分 析器) (その他のもの) その他のもの 陶磁器製、ガラス製 主として金属製 その他のもの	5 7 6 6 7 6 6 8 4 6 6 3 10 5
					娯楽・ス ポーツ器 具、興業 又は演劇 用具	2 5 3 2
					パチンコ器、ピンゴ器 ご、しょうぎ、まあじやん スポーツ具 衣しょう、かつら	